

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口推計は令和7年をピークに減少基調に転じ、令和38年には80,000人を下回ると見込まれる。また、令和元年度の経済センサスでは本市の創業率が兵庫県内で1位の35%であるが、廃業率も兵庫県内で14位の10%と高水準になっており、事業者にとって事業継続が困難な状況となっていることが伺える。また、平成30年度の事業者等アンケートでは、市内事業者の6割が従業員10人以下となっており、人口減少が見込まれる本市において、事業者の事業継続と発展のため、今後労働生産性の向上は、ますます重要な要素となっている。

#### (2) 目標

ものづくり企業の支援により、市内経済全体の向上を図るとともに、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、設備投資を通じた労働生産性の向上を図る。また、市として中小企業・小規模事業者を支援する姿勢を明確にすることにより、市内事業者の自発的な活性化の動きにつなげる。

また、本計画の周知により、認定事業者を2年間で7事業者を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

地域経済の振興に寄与するものと考えため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

地域経済の振興に寄与するものと考えため、市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

地域経済の振興に寄与するものと考えため、対象業種・事業を全業種とする

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間, 4年間, 5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。